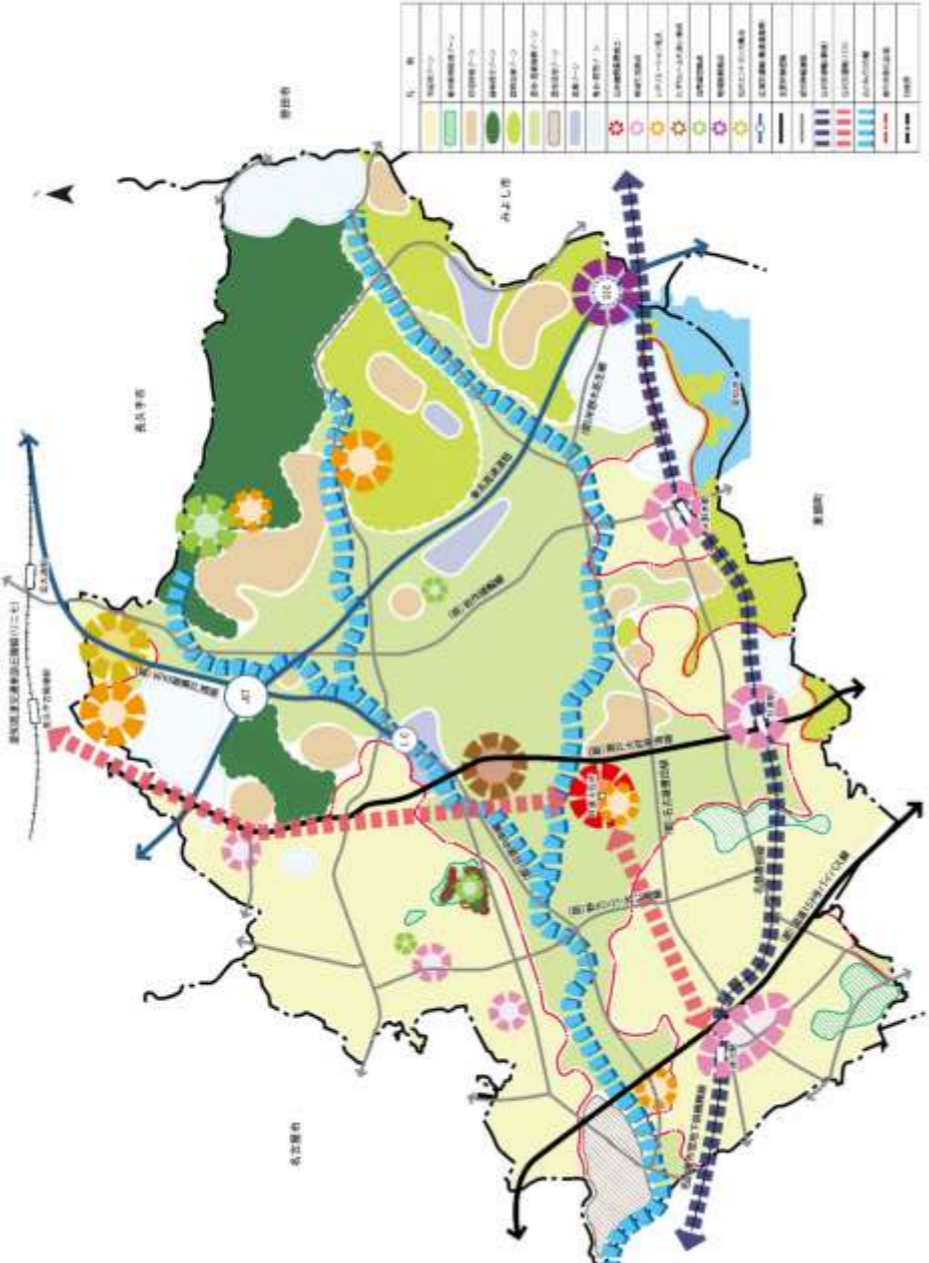
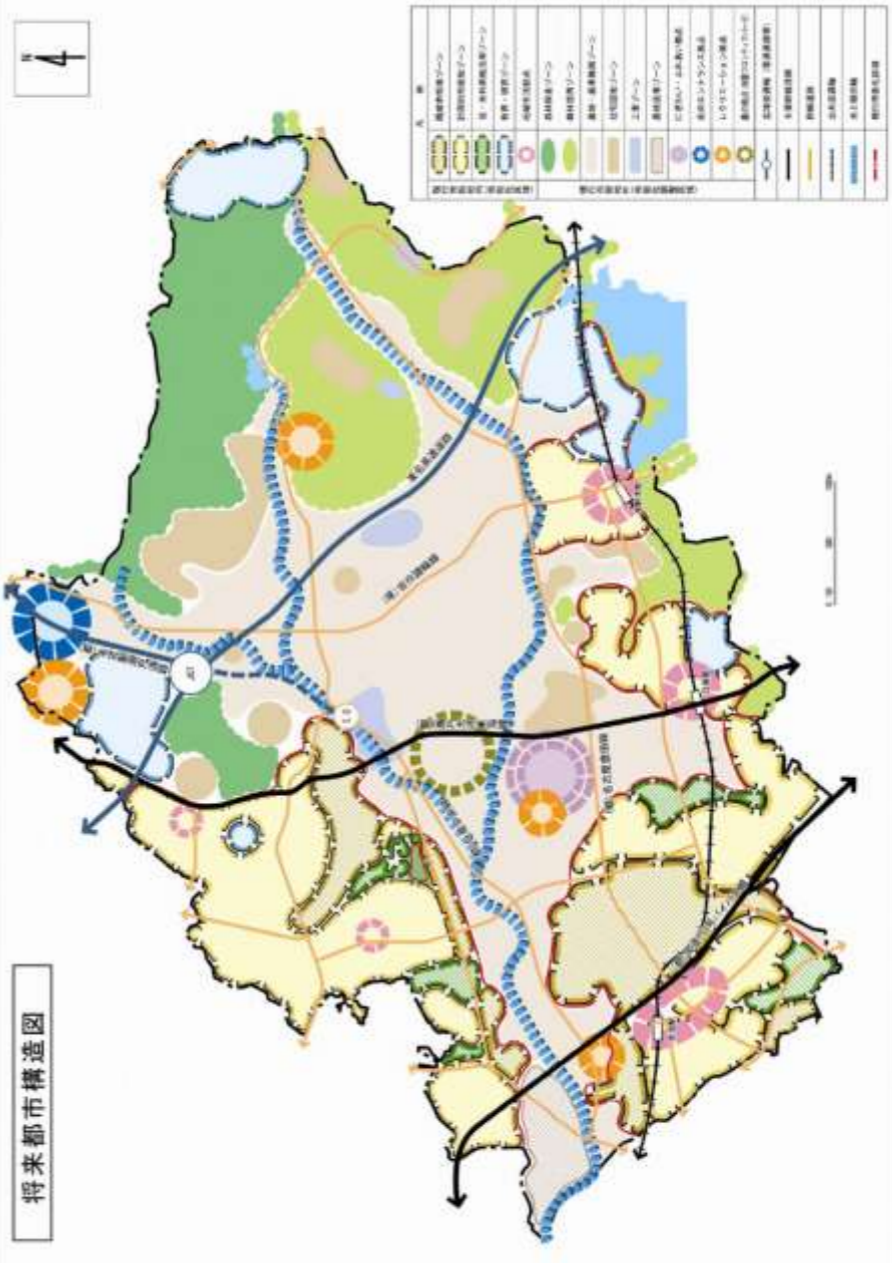


将来都市構造 新旧対応表

ページ	新	ページ	旧
4-4	<p>○市街地ゾーン</p> <p>主に現在の市街化区域の縁辺部に広がる古くからの市街地においては、地区の特性に応じた土地利用を進めつつ、道路や公園等の生活基盤施設の整備・改善、低・未利用地の活用等を積極的に進めることにより、良好な居住環境を有する市街地の維持・形成を図ります。</p> <p>また、主に土地区画整理事業等により計画的に整備され、住居系土地利用を主体とした市街地については、日常生活を支える都市機能が充実した生活圏と本市の特徴である市街化調整区域に広がる農業集落と調和した現在の土地利用及び居住環境の維持を図ります。</p>	51	<p>○既成市街地ゾーン</p> <p>主に現在の市街化区域の縁辺部（市街化調整区域との境界部）に広がる古くからの市街地においては、地区の特性に応じた土地利用を進めつつ、道路や公園等の生活基盤施設の整備・改善、低・未利用地の保全・活用等を積極的に進めることにより、良好な居住環境を有する市街地の維持・形成を図る。</p>
		51	<p>○計画的市街地ゾーン</p> <p>主に土地区画整理事業等により計画的に整備され、住居系土地利用（低層・中高層住宅地）を主体とした市街地においては、本市ならでの特徴である市街化調整区域等に広がる農業集落とのバランス・調和やコンパクトにまとまった生活圏の構築といった観点から、現在の土地利用及び居住環境の維持を進めることにより、今後も現在の市街地形態を維持する。</p>
4-4	<p>○新市街地形成ゾーン</p> <p>現在の市街化区域内において一団の低・未利用地が残されている赤池箕ノ手地区、折戸鎌ヶ寿地区等については、地権者との合意形成を図り、計画的な市街地の形成を目指します。</p> <p>また、日進駅西地区においては、良好な居住環境を創出するため、地区計画を用いて民有地緑化を進める等により緑豊かな住宅地の形成を図ります。</p>	51	<p>○低・未利用地活用ゾーン</p> <p>現在の市街化区域内において一団の低・未利用地が残されている赤池箕ノ手地区、折戸鎌ヶ寿地区、梅森中部地区、梅森東部地区等においては、森林等豊かな緑地空間が残されており、市街地に近接する貴重な緑地としての機能を有することからも、その地形や植生等の特性を活かすなどの配慮のもと、計画的に新たな市街地の形成を図る。</p>
	—（→p4-5と合わせて記述）	51	<p>○教育・研究ゾーン</p> <p>研究施設や研修センター等が既に集積する米野木研究開発地区及び日進駅南側においては、今後とも現在の土地利用を維持する。</p>
4-6	<p>○地域生活拠点</p> <p>鉄道駅である赤池駅、日進駅、米野木駅周辺の既存商業地を地域生活拠点と位置づけ、周辺に立地する中高層住宅と一体となってコンパクトにまとまった生活圏の構築を目指し、最寄りの商業施設等をはじめ日常的な生活利便施設等の維持・形成を図ります。</p> <p>赤池駅周辺については、市街地再開発事業等による高度利用の促進により利便機能の集積を検討し、米野木駅南周辺については、今後の土地利用のあり方を検討します。</p> <p>また、香久山西部地区については、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を踏まえ、生活利便施設を中心とした暮らしやすい生活圏の構築を図ります。</p>	51	<p>[地域生活拠点]</p> <p>鉄道3駅周辺や土地区画整理事業等により計画的に整備された地区内の既存商業地においては、周辺に立地する中高層住宅と一体となってコンパクトにまとまった生活圏の構築を図るため、最寄りの商業施設等をはじめ日常的な生活利便施設等が集積した拠点地区の維持・形成を図る。</p>
4-4	<p>○森林保全ゾーン</p> <p>本市北東部及び御嶽山周辺等に広がる森林については、貴重な動植物が多く生息する等本市の骨格となる緑豊かな自然環境が残されています。また、これら森林は本市ならでの重要な景観資源であるとともに広域的にみれば名古屋東部丘陵の一角を構成する緑地であることから、積極的に維持・保全します。</p>	52	<p>○森林保全ゾーン</p> <p>本市北東部及び御嶽山周辺等に広がる森林においては、貴重な動植物が多く生息するなど本市の骨格となる緑豊かな自然環境が残されています。また、これら森林は本市ならでの重要な景観資源であるとともに広域的にみれば名古屋東部丘陵の一角を構成する緑地であることから、積極的にその維持・保全を図る。</p>

ページ	新	ページ	旧
4-5	<p>○森林活用ゾーン</p> <p>三本木地区周辺や本市南部に広がる森林については、保全を基本としつつも、豊かな自然環境に調和した市民の憩いや健康増進に寄与する空間としての有効活用を図ります。</p>	52	<p>○森林活用ゾーン</p> <p>三本木地区周辺や本市南部に広がる森林においては、保全を基本としつつも、豊かな自然環境の中に立地することで魅力を高め、機能を発揮することができる研究開発施設等については、一定水準の緑地確保等を条件にその立地を許容するなど、自然を活かしつつ、周辺の教育・研究ゾーンと一体となった土地利用の施策を検討する。</p>
4-5	<p>○農地・農業振興ゾーン</p> <p>天白川、岩崎川沿いに広がる一団の農地と農地の中に点在する農業集落は、本市の都市構造上の大きな特徴であると同時に、防災上の観点また都市生活（都市での暮らしやすさ）を支える良好な自然環境の維持・保全といった観点からも、これら土地利用を一体のものとして維持していくことが重要であるため、現在の土地利用の維持・保全を図ります。</p>	52	<p>○農地・農業振興ゾーン</p> <p>天白川、岩崎川沿いに広がる一団の農地と農地の中に点在する農業集落は、本市の都市構造上の大きな特徴であると同時に、防災上の観点また都市生活（都市での暮らしやすさ）を支える良好な自然環境の維持・保全といった観点からも、これら土地利用を一体のものとして維持していくことが重要であることから、現在の土地利用の維持・保全を図る。</p>
4-4	<p>○住宅団地ゾーン</p> <p>市街化調整区域において住宅地として開発がなされてきた地区については、現在の居住者が今後も安心して快適に暮らし続けることができる居住環境を維持していくために、現在の低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全を図ります。</p>	52	<p>○住宅団地ゾーン</p> <p>主に昭和40年～50年にかけて市街化調整区域において住宅地として開発がなされてきた地区においては、現在の居住者が今後も安心して快適に暮らし続けることができる居住環境を維持していくために、現在の低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全を図る。また、大日の空洞化→高齢化が進む地区においては、新たな住民の転入を促すような土地利用の施策を検討する。</p>
4-5	<p>○産業ゾーン</p> <p>機織池地区及び周辺、日進東部地区等においては、広域交通体系等へのアクセス利便性を活かし、工業系土地利用（製造工場・研究開発施設、物流施設等）を主体とした土地利用を図ります。</p>	52	<p>○工業ゾーン</p> <p>機織池周辺や今後整備予定の(都)名古屋瀬戸道路 I.C 周辺等においては、広域交通体系等へのアクセス利便性を活かし、工業系土地利用（物流・業務施設、研究開発施設等）を主体としたゾーンの形成を図る。</p>
4-5	<p>○教育・研究ゾーン</p> <p>研究施設や研修センター等が既に集積する米野木研究開発地区とそこに隣接する地区、日進駅南側及び大学が立地している地区については、現在の土地利用を維持します。</p>	52	<p>○教育・研究ゾーン</p> <p>市街地内の米野木研究開発地区に隣接する地区や市街地外に立地する大学周辺等においては、今後とも現在の土地利用を維持する。</p>
4-5	<p>○農地活用ゾーン</p> <p>(都)国道153号バイパス線以西に広がるまとまった農用地は市の最下流部に位置し、洪水時の防災機能等多面的な機能を有していることから保全していくとともに、特色ある農産物を活かした観光振興に寄与する土地利用の形成を図ります。</p>	52	<p>○農地活用ゾーン</p> <p>(都)国道 153 号バイパス線以西に広がるまとまった農用地は、洪水時の防災機能等多面的な機能を有していることから、保全していく。ただし、将来、河川改修等が完了し防災機能を確保した段階で、優良農地の保全を含め、計画的な土地利用を検討していく。</p>
4-6	<p>○にぎわい・ふれあい拠点</p> <p>道の駅及び田園フロンティアパーク本郷農園周辺地区をにぎわい・ふれあい拠点として位置づけ、道の駅の開駅を契機とし、市内全域の遊休農地を解消につながる優良農地の保全と農作物の地産地消の実現、さらなる市民間の交流や機能連携を図ることにより地域振興を促進し、持続的に市民が集い、交流できる場の形成を図ります。</p>		<p>[にぎわい・ふれあい拠点]</p> <p>公共施設等を集約してきた市役所周辺地区をにぎわい・ふれあい拠点として位置づけ、拠点内を安全・快適に移動できるよう歩道等の整備や公共施設等の緑化、広場の整備を進め、市民が集い、交流できる場の形成を図る。</p>
4-6	<p>○公共施設集積拠点</p> <p>市役所周辺地区を公共施設集積拠点として位置づけ、今後も集積した公共施設等の機能を維持します。</p>		—

ページ	新	ページ	旧
4-6	<p>○北のエントランス拠点</p> <p>愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）長久手古戦場駅及び芸大通駅周辺の市街地整備に伴った施設立地が進む日進北部土地区画整理地区を北のエントランス拠点として位置づけ、現況の自然地形等を継承しながら、日常生活利便施設をはじめ多様な都市機能の立地を図り、職住の近接した拠点の形成を目指します。</p>	53	<p>[北のエントランス拠点]</p> <p>愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）長久手古戦場駅周辺の市街地整備に伴い施設立地の優位性の高まりが予想される北新地区等においては、現況の自然地形や植生等を継承しつつ、日常生活利便施設をはじめ多様な都市機能が立地する拠点地区の形成を図る。</p>
4-6	<p>○レクリエーション拠点</p> <p>愛知県口論義運動公園、日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園及び日進市スポーツセンターをレクリエーション拠点として位置づけ、現在の機能維持及び利用増進を図ります。</p> <p>また、東部丘陵地西部地区をレクリエーション拠点として位置づけ、公園等の整備を検討します。</p>	53	<p>[レクリエーション拠点]</p> <p>愛知県口論義運動公園、総合運動公園、上納池スポーツ公園及びスポーツセンターをレクリエーション拠点として位置づけ、現在の機能維持及び利用増進を図る。</p>
	—	53	<p>[農の拠点（田園フロンティアパーク）]</p> <p>農業後継者の営農意欲の向上と新たな農業従事者の育成を図り、市内全域の遊休農地を解消していくため、農業振興拠点を整備し、優良農地の保全と農作物の地産地消を実現する。また、本市の中央部にあるという地の利を活かした防災機能とリサイクル機能の形成を図る。</p>
4-6	<p>○自然環境拠点</p> <p>水晶山緑地、機織緑地、北高上緑地及び東部丘陵地西部地区を自然環境拠点として位置づけ、現在の自然環境を保全しながら、市民と自然が共存する空間の創出を図ります。</p>		—
4-6	<p>○地域振興拠点</p> <p>（仮称）東郷スマートインターチェンジ周辺を地域振興拠点として位置づけ、スマートインターチェンジ開設を契機とした周辺観光地へのアクセス利便性の向上を図るとともに、地域産業支援、市民生活支援等の地域振興を図ります。</p>		—
4-7	<p>○広域交通軸（高速道路等）</p> <p>東名高速道路及び(都)名古屋瀬戸道路を本市と市外とを結ぶ広域的な交通軸として位置づけ、市内外の交流を促進します。</p>	54	<p>○広域交通軸（高速道路等）</p> <p>東名高速道路及び(都)名古屋瀬戸道路を本市と市外とを結ぶ広域的な交通軸として位置づける。</p>
4-7	<p>○主要幹線道路</p> <p>本市の骨格を形成し、南北方向、東西方向の通過交通及び都市間交通を円滑に処理する機能を有する(都)国道153号バイパス線、(都)瀬戸大府東海線を主要幹線道路として位置づけ、都市間移動需要への対応を図ります。</p>	54	<p>○主要幹線道路</p> <p>本市の骨格を形成し、南北方向、東西方向の通過交通及び都市間交通を円滑に処理する機能を有する(都)国道153号バイパス線、(都)瀬戸大府東海線を主要幹線道路として位置づける。</p> <p>なお、主要幹線道路等は、災害時の緊急輸送道路として利用されることから、都市防災上の観点も考慮に入れた整備→改善を促進するため、関係機関への協議→協力をを行う。</p>
4-7	<p>○都市幹線道路</p> <p>主要幹線道路を補完する(都)日進中央線、(都)米野木筋生線、(都)名古屋豊田線、(都)野方三ツ池公園線、(県)岩作諸輪線等を幹線道路として位置づけ、市内に分散立地する市街地や集落地相互の交通流動を円滑に処理することを目的とした幹線道路を適正に配置します。</p>	54	<p>○幹線道路</p> <p>(都)日進中央線（東延伸路線含む）、(都)名古屋豊田線、(県)岩作諸輪線、(仮称)野方三ツ池公園線をはじめ、主要幹線道路を補完するとともに、市内に分散立地する市街地や集落地相互の交通流動を円滑に処理することを目的とした幹線道路を適正に配置する。</p>

ページ	新	ページ	旧
4-7	<p>○公共交通軸（鉄道・バス）</p> <p>市域南部を東西方向に貫く名古屋市営地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線を本市の公共交通軸（鉄道）と位置づけるとともに、公共施設が集積する市中心部と鉄道駅を結ぶ南北方向の軸線として公共交通軸（バス）を位置づけます。鉄道3駅についても、公共交通結節点として位置づけ、市内の拠点間の連携強化やアクセス性の向上を高めることを目指します。</p> <p>併せて、本市の北側を通る愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）については、今後本市のまちづくりを進める上で、積極的な活用を検討します。</p>	54	<p>○公共交通軸</p> <p>市域南部を東西方向に貫く名古屋市営地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線を本市の公共交通軸と位置づけるとともに、鉄道3駅についても、公共交通結節点として位置づける。また、本市の北側を通る愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）については、今後本市のまちづくりを進める上で、積極的な活用を検討する。</p>
4-7	<p><水とみどりの軸></p> <p>天白川、岩崎川及びこれら河川沿いの農地、森林等を水とみどりの軸と位置づけ、歩行者・自転車ネットワークとして市街地や集落地等を結び、地域住民の交流を促進します。</p>	54	<p><水と緑の軸></p> <p>天白川、岩崎川及びこれら河川沿いの農地を水と緑の軸と位置づけ、森林や公園等を活用しながら緑の軸を形成するとともに、市街地や集落地等を結び、地域住民の交流を促進するための歩行者・自転車ネットワークとしての活用を図る。</p>
4-8		55	 <p>将来都市構造図</p>

都市づくりの方針 新旧対応表

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-1	<p>都市づくりの方針では、将来都市構造の実現のため、目標年次にむけた7つの方針（土地利用、都市交通施設、公園・緑地等、下水道及び河川等、市街地整備、都市防災、都市景観形成）を明らかにします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような新たな感染症に伴うリスクに対し、日常生活や働き方にこれまでにない新たな生活様式への変容が求められている状況を踏まえ、都市づくりの方針の展開に際しては、安全安心で快適な市民の生活を確実に守れるよう、新たな生活様式に応じた都市空間の形成を目指していきます。</p>	-	(冒頭文を追記)
1. 土地利用の方針			
5-1	<p>将来都市構造の実現に向けて、適正な都市機能を維持したうえで、用途混在がみられる土地利用の整序、低・未利用地の活用あるいは土地の高度利用等による、近年の土地需要に応じた土地利用を目指します。</p>	-	(冒頭文を追記)
5-1	<p>○低層住宅地区</p> <p>主に土地区画整理事業等により計画的に整備され、既に低層住宅を主体とした土地利用が図られている住宅市街地については、現在の居住環境を維持しつつ、周辺の古くからの市街地や本市ならではの特徴である市街化調整区域等に広がる農業集落とバランス・調和を図るため、今後も低層住宅を主体とした土地利用を維持します。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅を主体とした土地利用に向け、原則、現在の用途地域指定を維持します。 良好な居住環境を維持・創出するため、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロール等を目的とした地区計画等の策定を支援します。 日進駅西土地区画整理地区内については、緑豊かで良好な居住環境を創出するため、民有地緑化を進める地区計画等を検討しながら、低層住宅を主体とした住宅市街地の形成を図ります。 一団の低・未利用地が残されている地区については、地権者の合意を得ながら暫定用途の解消等を図ることにより、低層住宅を主体とした土地利用を図ります。 施行中の土地区画整理事業地区内の低層住宅地区については、事業の円滑な進捗を促進し、着実な市街化を進め、低層住宅を主体とした土地利用を図ります。 	56	<p>○低層住宅地区</p> <p>主に土地区画整理事業等により計画的に整備され、既に低層住宅を主体とした土地利用が図られている住宅市街地については、現在の居住環境を維持しつつ、周辺の古くからの市街地や本市ならではの特徴である市街化調整区域等に広がる農業集落とのバランス・調和を図るため、今後も低層住宅を主体とした土地利用を維持する。</p> <p>また、現在、土地区画整理事業が施行中である竹の山南部地区や米野木駅前地区、市街化区域内において一団の低未利用地が残されている赤池箕ノ手地区等については、低層住宅を主体とした土地利用を促進する。特に、赤池箕ノ手地区については、豊かな緑地空間が残るとともに、市街地に近接する貴重な緑地としての機能を有することからも、その地形、植生の特性を活かすなど、「日進らしさ」をもった低層住宅の立地を促進する。</p> <p><規制誘導の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅を主体とした土地利用の維持→促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続する。 良好な居住環境の維持・創出を図るため、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロール等を目的とした地区計画や「日進市開発等事業に関する手続条例」に基づいた地区街づくり計画等の策定を支援する。 一団の低未利用地が残されている地区においては、低層住宅を主体とした土地利用を進めるため、土地区画整理事業等の面的整備を促進する。 現在施行中の土地区画整理事業地区においては、事業の円滑な進捗により、着実な市街化促進・大目定着を図る。

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-1 5-2	<p>○中高層住宅地区</p> <p>土地区画整理事業等により計画的に整備された地区内において、既に中高層住宅を主体とした土地利用が図られている住宅市街地については、公共交通網の利用促進や多様な都市機能の集積によるコンパクトな生活圏の構築という観点から、現在の高い人口集積を維持するため、今後も中高層住宅を主体とした土地利用を維持します。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中高層住宅を主体とした土地利用に向け、原則、現在の用途地域指定を維持します。 	56	<p>○中高層住宅地区</p> <p>鉄道3駅周辺や土地区画整理事業等により計画的に整備された地区内において、既に中高層住宅を主体とした土地利用が図られている住宅市街地については、公共交通網の利用促進や多様な都市機能の集積によるコンパクトにまとまった生活圏の構築といった観点から、現在の高い人口集積を維持するため、今後も中高層住宅を主体とした土地利用を維持する。</p> <p>また、竹の山南部地区や米野木駅前地区内の幹線道路沿道、鉄道駅周辺等においては、交通利便性や土地の利活用施設立地の優位性を活かし、中高層住宅を主体とした土地利用を促進する。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中高層住宅を主体とした土地利用の維持→促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続する。
5-2	<p>○一般住宅地区</p> <p>現在の市街化区域の縁辺部に広がる農業集落を発祥とする住宅市街地については、農業集落としてのたたずまいを残しつつ居住環境を維持・改善するとともに、土地区画整理事業により計画的に整備された住宅市街地については、今後も現在の住居系土地利用を主体とした土地利用を維持します。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、現在の用途地域指定を維持します。 狭あい道路の多くみられる地区をはじめ道路や公園等の基盤施設が不十分な地区については、基盤施設の整備・改善を図ることで、土地利用がしやすい環境を整えます。 地区内にみられる低・未利用地等については、民間活力の誘導等により、日常的な生活利便機能や多様な世代のニーズに対応した居住機能に着目した土地利用を誘導します。 	57	<p>○一般住宅地区</p> <p>主に現在の市街化区域の縁辺部(市街化調整区域との境界部)に広がる農業集落を発祥とする住宅市街地については、農業集落としてのたたずまいを残しつつ居住環境の維持・改善を図るため、住居系土地利用を主体とした土地利用を促進する。また、日進駅南側においては、今後とも現在の土地利用を維持する。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> これら土地利用の維持→促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続する。 狭あい道路の多くみられる地区をはじめ道路や公園等の基盤施設が不十分な地区においては、これら基盤施設の整備・改善を進める。 地区内にみられる低・未利用地等については、地権者意識の啓発や民間活力の誘導等により、日常的な生活利便性機能や多様な世代のニーズに対応した居住機能の立地を誘導する。 →日進駅南側については、必要に応じ用途地域の見直しを検討する。
5-2	<p>○沿道住商複合地区</p> <p>(都)国道 153 号バイパス線沿道や(都)瀬戸大府東海線沿道、(都)日進三好線沿道においては、自動車でのアクセス利便性に優れ、沿道型商業施設等の立地の優位性が高いことから、商業施設等を主体とした土地利用を誘導します。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道型の商業施設を主体とした土地利用に向け、原則、現在の用途地域指定を維持します。 一団の低・未利用地が残されている地区内のうち、幹線道路沿道においては、土地区画整理事業等の面的整備を促進しつつ商業施設の立地誘導を可能とする用途地域の指定を検討します。 	57	<p>○沿道商業地区</p> <p>(都)国道 153 号バイパス線沿道や(都)瀬戸大府線沿道、(都)日進三好線沿道においては、自動車でのアクセス利便性に優れ、沿道型商業施設等の立地の優位性が高いことから、これら商業施設等を主体とした土地利用を促進する。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道型の商業施設を主体とした土地利用の維持に向け、原則、現在の用途地域指定を継続する。 一団の低未利用地が残されている地区内のうち、幹線道路沿道においては、土地区画整理事業等の面的整備を促進しつつこれら商業施設の立地誘導を可能とする用途地域の指定を検討する。

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-2	<p>○住商複合地区</p> <p>鉄道3駅周辺や土地区画整理事業等により計画的に整備された地区内の近隣商業地区においては、周辺に立地する中高層住宅等と一体となってコンパクトな生活圏の構築を図るため、生活利便施設等を主体とした土地利用を誘導します。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に密着した商業施設を主体とした土地利用に向け、原則、現在の用途地域指定を維持します。 ・赤池駅周辺については、市街地再開発事業等による土地の高度利用を検討し、多様な利便機能の向上を目指します。 	57	<p>○住商複合地区</p> <p>鉄道3駅周辺や土地区画整理事業等により計画的に整備された地区内の近隣商業地区においては、その周辺に立地する中高層住宅等と一体となってコンパクトにまとまった生活圏の構築を図るため、最寄りの商業施設等を主体とした土地利用を促進する。</p> <p><規制誘導の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの商業施設を主体とした土地利用の維持→促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続する。 →地区内にみられる未利用地等については、商業施設等を誘致し新たな商業核の形成を図る。 →一団の低未利用地が残されている地区においては、土地区画整理事業等の面的整備を進めるものとするが、過剰な人口の集中を避けるため、高度規制などの一定の規制を行う。
5-3	<p>○住工複合地区</p> <p>住工複合型の土地利用を維持し、今後の土地利用動向をみながら、適切な土地利用を誘導します。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、現在の用途地域指定を維持するものとしませんが、地元の意向を十分踏まえ、住工混在の状況を解消する目処が立った地区では、適切な土地利用の誘導するため、用途地域の変更を検討します。 ・北部地区については、周辺環境との調和を図りながら、事業系の企業を誘致する等の職住近接型の土地利用を検討します。 	58	<p>○住工複合地区</p> <p>小規模な工場施設等と住宅が混在する浅田地区等においては、現在の居住環境、操業環境双方の悪化を招くことのないような住工複合型の土地利用を維持する。</p> <p><規制誘導の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これら土地利用の維持→促進に向け、原則、現在の用途地域指定を継続するものとするが、中には高層住宅等の立地が顕著にみられる地区もあることから、これら地区においては今後の動向を十分踏まえつつ、必要に応じ用途地域の見直しや地域地区等の指定を検討する。
5-3	<p>○教育・研究地区</p> <p>研究施設や研修センター等が既に集積する米野木研究開発地区及び日進駅南側においては、現在の土地利用を維持します。（※将来都市構造 再掲）</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の用途地域指定及び特別用途地区の指定を維持します。 	58	<p>○研究開発地区</p> <p>研究施設や研修センター等が既に集積する米野木研究開発地区においては、今後とも現在の土地利用を維持する。（1 将来都市構造（案）3. 土地利用ゾーンと都市軸「○教育・研究ゾーン」の再掲）</p> <p><規制誘導の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これら土地利用の維持に向け、米野木研究開発地区においては、現在の用途地域指定及び特別用途地区の指定を継続する。

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-5	<p>○森林保全地区</p> <p>本市北東部及び御嶽山周辺等に広がる森林においては、貴重な動植物が多く生息する等本市の骨格となる緑豊かな自然環境が残されています。また、これら森林は本市ならではの重要な景観資源であるとともに広域的にみれば名古屋東部丘陵の一角を構成する緑地であることから、積極的に維持・保全します。（※将来都市構造 再掲）</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の自然的土地利用を維持し、豊かな自然環境を保全するため、保安林指定等の現在の法指定状況を維持するとともに都市計画法上の位置づけを検討します。なお、岩藤新池2期地区の整備については、早期実現を目指し、県等との協議を図ります。 ・保安林指定のない森林については、無秩序な都市的土地利用の進行を防ぐため、違法な開発の監視強化や新たな開発行為の抑制に努めます。なお、止むを得ず開発等が生じた場合には、周辺に広がる森林への影響を最小限に抑えるよう、一定水準以上の緑地確保等の働きかけに努めます。 	59	<p>○森林保全地区</p> <p>本市北東部及び御嶽山周辺等に広がる森林においては、貴重な動植物が多く生息するなど本市の骨格となる緑豊かな自然環境が残されている。また、これら森林は本市ならではの重要な景観資源であるとともに広域的にみれば名古屋東部丘陵の一角を構成する緑地であることから、積極的にその維持・保全を図る。（1 将来都市構造（案）3. 土地利用ゾーンと都市軸「○森林保全ゾーン」の再掲）</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の自然的土地利用を維持し、豊かな自然環境を保全するため、保安林指定等の現在の法指定状況を継続するとともに都市計画法上の位置づけを検討する。 ・保安林指定のない森林については、無秩序な都市的土地利用の進行を防ぐため、違法な開発の監視強化や新たな開発行為の抑制に努める。なお、止むを得ず開発等が生じた場合には、周辺に広がる森林への影響を最小限に抑えるような一定水準以上の緑地確保等の働きかけに努める。
5-5	<p>○森林活用地区</p> <p>三本木地区周辺や本市南部に広がる森林については、保全を基本としつつも、豊かな自然環境に調和した市民の憩いや健康増進に寄与する空間としての有効活用を図ります。（※将来都市構造 再掲）</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全を基本としつつも、森林との調和した施設の立地を図るべく、市街化調整区域における開発需要への対応について検討します。 ・米野木駅南周辺については、今後の土地利用のあり方を検討します。 	59	<p>○森林活用地区</p> <p>三本木地区周辺や本市南部に広がる森林においては、保全を基本としつつも、豊かな自然環境の中に立地することで魅力を高め、機能を発揮することができる研究開発施設等については、一定水準の緑地確保等を条件にその立地を許容するなど、自然を活かしつつ、周辺の教育・研究ゾーンと一体となった土地利用の施策を検討する。（1 将来都市構造（案）3. 土地利用ゾーンと都市軸「○森林活用ゾーン」の再掲）</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の森林との調和を図るべく一定水準の緑地を有する施設の立地誘導に向け、市街化調整区域における地区計画の活用を検討する。

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-5	<p>○農地・農業振興地区</p> <p>天白川、岩崎川沿いに広がる一団の農地と農地の中に点在する農業集落は、本市の都市構造上の大きな特徴であると同時に、防災上及び都市生活（都市での暮らしやすさ）を支える良好な自然環境の維持・保全の観点からも、これら土地利用を一体のものとして維持していくことが重要であるため、現在の土地利用を維持・保全します。（※将来都市構造 再掲）</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 一団の優良農地については、原則、現在の農用地区域の指定を維持します。 その他の農地については、農業の担い手の育成・強化による生産性の向上等により、農地の持つ多様な機能を維持・向上することで、無秩序な都市的土地利用の進展を抑制します。 重要な役割を担う農地の維持に向け、農地所有者と担い手の双方が主体となる人・農地プランを活用し農地の集約化を図ります。 建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善にむけた支援します。 	59	<p>○農地・農業振興地区</p> <p>天白川、岩崎川沿いに広がる一団の優良農地（主に農用地区域）については、積極的にその維持を図るとともに、その他の農地についても、農業振興や自然災害の対策上重要な役割を担う農地については、無秩序な開発の抑制に努める。</p> <p>農地等の中に点在する農業集落においては、周辺の農地や森林（里山）等の保全を図る上からも重要な役割を担うことから、地域コミュニティを守り、育むことで、集落地としての土地利用を維持する。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 一団の優良農地については、原則、現在の農用地区域の指定を継続する。 その他の農地については、農業の担い手の育成・強化や農業基盤の充実による生産性の向上等により、農地の持つ多様な機能を維持・向上を図ることで、無秩序な都市的土地利用の進展を防ぐ。 これら重要な役割を担う農地の維持に向け、保全と開発を適切かつ計画的にコントロールできるような、農地所有者や地域住民主体の土地利用の計画を検討する。特に、自動車でのアクセス利便性に優れる幹線道路沿道については、沿道型商業施設等の立地の優位性が高いことから、農地の規制を除けば一定要件を満たす開発が許可される可能性が高いため、無秩序な開発による不良な街区の形成を防止するための施策を検討する。 地域コミュニティ・定住人口を維持し、集落地の維持・保全を図るため、居住環境を改善するための道路や公園などの地区施設の確保や適切な建築物の規制・誘導を図ることを目的とした市街化調整区域における地区計画等の活用を検討する。 建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を推進する。
5-6	<p>○農地活用地区</p> <p>(都)国道 153 号バイパス線以西に広がるまとまった農用地は市の最下流部に位置し、洪水時の防災機能等多面的な機能を有していることから保全していくとともに、特色ある農産物を活かした観光振興に寄与する土地利用を図ります。（※将来都市構造 再掲）</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災、農業や観光振興等の今後の動向を十分踏まえつつ、必要に応じ規制・誘導施策を検討します。 		-

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-6	<p>○住宅団地地区</p> <p>市街化調整区域において住宅地として開発がなされてきた地区については、現在の居住者が今後も安心して快適に暮らし続けることができる居住環境を維持していくために、現在の低層住宅を主体とした土地利用を維持・保全します。(※将来都市構造 再掲)</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全に向け、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロールを目的とした市街化調整区域における地区計画等の活用を検討します。 	60	<p>○住宅団地地区</p> <p>主に昭和40年～50年にかけて市街化調整区域において一団の住宅団地開発がなされてきた地区においては、現在の居住者が今後も安心して快適に暮らし続けることができる居住環境を維持していくために、現在の低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全を図る。また、人口の空洞化→高齢化が進む地区においては、新たな住民の転入を促すような土地利用の施策を検討する。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全に向け、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロールを目的とした市街化調整区域における地区計画等の活用を検討する。 →新たな定住人口の増加につながるような良好な居住環境の創出に向け、日常生活利便施設等の立地を誘導することを目的とした市街化調整区域における地区計画等の活用を検討する。
5-6	<p>○産業地区</p> <p>機織池地区及び周辺、日進東部地区等については、広域交通体系等へのアクセス利便性を活かし、工業系土地利用(製造工場・研究開発施設、物流施設等)を主体とした土地利用を図ります。(※将来都市構造 再掲)</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業機能等の立地誘導に向け、市街化調整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討します。 	60	<p>○工業地区</p> <p>機織池周辺や今後整備予定の(都)名古屋瀬戸道路 I.C 周辺等においては、広域交通体系等へのアクセス利便性を活かし、工業系土地利用(物流・業務施設、研究開発施設等)を主体としたゾーンの形成を図る。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 物流・業務施設、研究開発施設等の立地誘導に向け、市街化区域編入や市街化調整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討する。 →これら施設の立地にあたっては、周辺に広がる森林への影響を最小限に抑えるような一定水準以上の緑地確保等の働きかけに努める。
5-6	<p>○教育・研究地区</p> <p>研究施設等が既に集積する米野木研究開発地区に隣接する地区及び大学が立地している地区においては、現在の土地利用を維持します。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の土地利用を基本としながらも新たな魅力等を創出する施設の立地誘導に向け、市街化調整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討します。 	61	<p>○教育・研究地区</p> <p>市街地内の米野木研究開発地区に隣接する地区や市街地外に立地する大学周辺等においては、今後とも現在の土地利用を維持する。</p> <p>〈規制誘導の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の土地利用を基本としながらも新たな魅力等を創出する施設の立地誘導に向け、市街化調整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討する。 →これら施設の立地にあたっては、周辺に広がる森林への影響を最小限に抑えるような一定水準以上の緑地確保等の働きかけに努める。
5-6	<p>○土地利用検討地区</p> <p>現在の市街化調整区域において拠点の形成を目指す地区については、各々の拠点を目指す将来像を踏まえながら、地区計画の策定を含めた具体的な土地利用及び規制誘導に向けた方策を検討します。</p>	61	<p>○土地利用検討地区</p> <p>現在の市街化調整区域において、拠点形成を目指す 2地区(市役所周辺のにぎわいふれあい拠点、北新地区の北の王トランス拠点)においては、各々の拠点を目指す将来像及び今後の地権者の土地利用意向や周辺での施設立地動向等を踏まえながら、具体的な土地利用及びその規制誘導に向けた方策を検討する。</p> <p>→(都)国道153号バイパス線以西に広がる農地活用ゾーンは、洪水時の防災機能等多面的な機能を有していることから、農地を保全していく。ただし、将来、河川改修等が完了し防災機能を確保した段階で、優良農地の保全を含め、計画的な土地利用を検討していく。</p>

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
2. 都市交通施設に関する方針			
5-8	<p>本市と本市外を結ぶ広域な交通網としての自動車専用道路から地域の暮らしを支える生活道路に至るまで、道路の交通量、利用者の特性等を勘案して、交通渋滞等がなく安全で快適に利用できる道路ネットワークを形成するとともに、鉄道やバス等の公共交通の利便性の向上、市民の憩いや健康増進等に資する歩行者・自転車ネットワークの形成を目指します。</p>	-	(冒頭文を追記)
5-8	<p>(1) 幹線道路等</p> <p>○幹線道路</p> <p>道路ネットワークを構成するため、将来都市構造で位置づけた都市計画道路や国・県道等の整備・改善に向け関係機関と協議します。</p> <p>老朽化した橋梁、横断歩道橋、道路舗装等については、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を図ります。</p> <p>また、道の駅の整備を進め、道路利用者の利便性の向上を図るとともに、まちの持続的な発展に向け、にぎわいを創出する地域活性化の拠点を形成します。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市と本市外とを結ぶ広域的な交通結節点及び交通軸となる東名高速道路の(仮称)東郷スマートインターチェンジと(都)名古屋瀬戸道路の南進については、整備を促進するため、関係機関との協議・協力を図ります。 (→○自動車専用道路(高速道路等)より) ・主要幹線道路として位置づけた2路線((都)国道153号バイパス線、(都)瀬戸大府東海線)は、適切な維持・管理が行われるように関係機関との協議・協力を図ります。 (→○主要幹線道路より) ・(都)瀬戸大府東海線沿線における道の駅については、住民や各関係機関と調整・協議を行いながら、早期の開駅を目指します。 ・都市幹線道路については、市街地相互の交通流動を円滑に処理するため、(都)日進中央線、(都)米野木筋生線、(都)名古屋豊田線及び(都)名古屋三好線等の整備を促進するとともに、(都)野方三ツ池公園線の整備を推進します。 ・補助幹線道路については、都市幹線道路等を補完し、日常的な生活圏相互を連絡する役割を担う路線を適正に配置し、整備を促進・推進します。 (→○補助幹線道路等より) 	64	<p>(1) 幹線道路等</p> <p>○自動車専用道路(高速道路等)</p> <p>本市と本市外とを結ぶ広域的な交通軸として位置づけた(都)名古屋瀬戸道路については、I.Cを含め日進 JCT 以南が現在事業中となっていることから、その整備を促進するため、関係機関への協議・協力をを行う。</p> <p>○主要幹線道路</p> <p>主要幹線道路として位置づけた2路線((都)国道153号バイパス線、(都)瀬戸大府線)は暫定供用及び整備済みであることから、今後は適切な維持・管理が行われるように努める。</p> <p>○幹線道路</p> <p>幹線道路として位置づけた路線のうち、(都)日進中央線(東延伸路線含む)については、その整備を促進するため、関係機関への協議・協力をを行う。</p> <p>また、(県)岩作諸輪線についても、交通需要や混雑状況を踏まえ、南北軸としての整備を促進するため、関係機関への協議・協力をを行うとともに、現在事業中及び未整備となっている幹線道路については、その整備を推進する。</p> <p>○補助幹線道路等</p> <p>幹線道路を補完し、日常的な生活圏相互を連絡する役割を担う路線を適正に配置し、その整備を推進する。</p>

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-9	<p>○生活道路</p> <p>幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備については、地域との連携を図りながら推進するとともに、不要な通過交通の進入を抑制するような交通誘導施策の実施等により、安全性に配慮した道路環境の創出に努めます。</p> <p>また、古くからの市街地や集落の道路等の老朽化が進んでいるものについては、計画的な修繕を図ります。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路の整備については、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を支援します。。 ・通過交通が多く交通安全上課題のある生活道路及び歩行者の利用が多い通学路等の生活道路については、交通安全対策の実施を検討します。 <p>(→○検討路線<具体的な整備方針>より)</p>	64	<p>○生活道路</p> <p>幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備にあたっては、地域との連携を図りながら、推進するとともに、不要な通過交通等の進入を抑制するような交通誘導施策の実施等により、安全性に配慮した道路環境を創出する。</p> <p>○検討路線</p> <p>分散している市街地を結び、都市としての一体性を確保するために検討されている路線は、地権者や地域住民の理解を得ながら、早期実現に向け、関係機関と協議する。</p> <p><具体的な整備方針></p> <p>→検討路線については、地元協力を得ながら、関連する未整備路線の進捗を踏まえつつ、その整備を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路の整備にあたっては、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を推進する。 ・通過交通が多く、交通安全上危険な生活道路については、交通安全対策の実施を検討する。 ・歩行者の利用が多い通学路などの生活道路については、交通安全対策の実施を検討する。
5-9	<p>○検討路線</p> <p>分散している市街地や集落等を結び、都市としての一体性を確保するために検討されている路線は、地権者や地域住民の理解を得ながら、早期整備に向け、関係機関と協議します。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討路線については、地元協力を得ながら、関連する未整備路線の進捗を踏まえつつ、早期整備を目指します。 ・市街化区域内において、施行中の土地区画整理地区内と周辺の既成市街地をつなぐ路線の整備を検討します。 	64	<p>○検討路線(※2.都市交通施設に関する方針 再掲)</p> <p>分散している市街地を結び、都市としての一体性を確保するために検討されている路線は、地権者や地域住民の理解を得ながら、早期実現に向け、関係機関と協議する。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討路線については、地元協力を得ながら、関連する未整備路線の進捗を踏まえつつ、その整備を検討する。 <p>→狭あい道路の整備にあたっては、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を推進する。</p> <p>→通過交通が多く、交通安全上危険な生活道路については、交通安全対策の実施を検討する。</p> <p>→歩行者の利用が多い通学路などの生活道路については、交通安全対策の実施を検討する。</p>

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-11	<p>(2) 公共交通等</p> <p>○鉄道・バス</p> <p>公共交通軸である名古屋市営地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線については、赤池駅、日進駅、米野木駅の3駅を中心として市内の各拠点間の連携強化やアクセス性の向上を図り、鉄道事業者と協力して利用促進を検討します。また、北のエントランス拠点に隣接する愛知高速交通東部丘陵線(リニモ)については、各事業者と協力して、より一層の利用促進を検討します。</p> <p>バス路線については、市街地が分散構造にある本市では、市役所や病院等の公共公益施設や商業施設等へのアクセス等、高齢者などの日常生活交通を確保することがより一層重要となってくることから、民間路線バスや市内巡回バス「くるりんばす」を中心に一層の利用促進を検討します。</p> <p>また、ジブリパーク開業を契機とした周辺市町との交流を促進するため、鉄道や周辺市町のコミュニティバス等との連携による広域的な移動手手段の強化や新たな交通手段の導入について検討します。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の検討・策定を通じ、行政をはじめ道路管理者等関係機関、鉄道・バス等事業者、地域住民等が一体となって、鉄道・バス等の公共交通網の充実・利用促進を図ります。 ・くるりんばすについては、持続可能なシステムとして、現在のサービス水準の維持に向け、利用者増に資するバス停付近における乗降環境の向上やソフト施策の充実を図ります。 	65	<p>(2) 公共交通等</p> <p>○鉄道・バス</p> <p>公共交通軸として位置づけた名古屋市営地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線や北のエントランスゾーンに近接する愛知高速交通東部丘陵線(リニモ)については、各事業者と協力して、その利用促進を検討する。</p> <p>なお、「名古屋圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画(運輸政策審議会答申第12号)」において位置づけられている地下鉄東部線については、名古屋市の動向を見ながら関係機関と協調し、整備方針を検討する。</p> <p>バス路線については、バス事業者による不採算路線の廃止や縮小が進む一方、高齢化が進展する中、市街地が分散構造にある本市においては、駅・病院などの公共公益施設はもとより商業施設へのアクセスなど交通弱者の生活交通を確保することがより一層重要となってくることから、鉄道、路線バス・市内巡回バス「くるりんばす」、「周辺市町のコミュニティバス」などの公共交通機関の連絡強化を図り、市内外の交通環境の変化に対応した公共交通網の整備・改善を進める。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合交通体系計画の検討・策定を通じ、行政をはじめ道路管理者等関係機関、鉄道・バス等事業者、地域住民等が一体となって、鉄道・バス等の公共交通網の充実・利用促進を図る。 ・「くるりんばす」については、持続可能なシステムとして、現在のサービス水準の維持に向け、利用者増に資するバス停付近におけるバリアフリー化やソフト施策等の充実を図る。

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-11	<p>○公共交通結節点</p> <p>市民が過度に自動車交通に依存することなく、快適に移動できる交通環境を目指し、鉄道・バスの利用を促進するため、既存の駅前広場の改良を図ります。</p> <p>赤池駅前広場は、民間路線バス・くるりんばす等の利用しやすさを向上するため、再整備を検討します。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤池駅、日進駅、米野木駅については、交通結節点における乗り継ぎの利便性を向上させるため、運行時間の相互調整等鉄道とバスの連絡強化に向けた事業者等への働きかけや関係機関との協議・調整を図ります。 赤池駅周辺については、駅前広場内及び駅周辺道路が慢性的に交通渋滞していることから、市街地整備に併せた交通環境の改善を検討します。 	66	<p>○公共交通結節点</p> <p>市民が過度に自動車交通に依存することなく、快適に移動できる交通環境を目指し、鉄道・バスの利用促進を図るため、既存の駅前広場の活用や新たな施設整備等を推進する。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 赤池駅及び日進駅においては、交通結節点における乗り継ぎの利便性を向上させるため、運行時間等の相互調整など鉄道とバスの連絡強化に向けた鉄道事業者等への働きかけや関係機関との協議・調整を進める。 赤池駅周辺については、駅前広場内及び駅周辺道路が慢性的に交通渋滞し、さらに駐輪場が不足していることから、赤池駅周辺の調査を行い、計画的な整備を進める。 米野木駅については、現在施行中である土地区画整理事業の進捗に合せながら、バリアフリー^{※1}・ユニバーサルデザイン^{※2}に配慮した駅前広場やアクセス等の整備を進めるとともに、駅利用者の利便性向上に資するP&R（パーク・アンド・ライド）^{※3}の啓発や駐輪場の利用促進を図る。 <p>※1 バリアフリー 一人を隔てたり、行動を妨げたりする障壁（バリア）を除去した状態をあらわす言葉。</p> <p>※2 ユニバーサルデザイン 「ユニバーサル＝普遍的な、全体の」という言葉から、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの方が利用可能であるようにデザインすること。</p> <p>※3 P&R（パーク・アンド・ライド） 鉄道駅まで乗用車で行き、駅周辺に駐車して鉄道に乗り換えて目的地へ向かう方式。</p>
5-12	<p>(3) 歩行者・自転車ネットワーク</p> <p>天白川・岩崎川からなる「水とみどりの軸」やこれとつながる幹線道路の歩道空間を活用し、快適な移動空間を有し、市民の健康づくりにつながる歩行者・自転車ネットワークを形成します。併せて、これと連動しながら、憩いの場やにぎわい創出の場となるような“たまり空間”等の確保を検討します。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩崎川については、堤防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を推進するとともに、沿道におけるポケットパーク整備や空き地の活用等を検討します。 幹線道路の歩道空間については、歩行者や自転車が安全・安心・快適に通行できるよう、歩車分離及びバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を図ります。 既成市街地等における生活道路については、通過・不要交通の進入や自動車の走行速度を抑制するような交通安全対策の実施を検討するとともに、必要に応じ歩道整備を図ります。 	66	<p>(3) 歩行者・自転車ネットワーク</p> <p>天白川・岩崎川からなる「水と緑の軸」やこれとつながる幹線道路の歩道空間を活用し、快適な移動空間を有する歩行者・自転車ネットワークの形成を図る。併せて、これと連動しながら、憩いの場やにぎわい創出の場となるような“たまり空間”等の確保を検討する。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 天白川及び岩崎川については、堤防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を推進する。 白出黒石線等の幹線道路の歩道空間については、歩行者や自転車が安全・安心・快適に通行できるよう、歩車分離及びバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を推進する。 集落地等における生活道路については、通過・不要交通の進入や自動車の走行速度を抑制するような交通安全対策の実施を検討するとともに、必要に応じ歩道整備を推進する。 歩行者・自転車ネットワーク沿いにおけるポケットパーク整備や空き地等を活用した“たまり空間”の確保を検討する。

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
3. 公園・緑地等に関する方針			
5-13	都市の魅力を向上させるには、公園・緑地等の活用は必要不可欠です。特に、緑の豊かさは、市民生活の満足度につながることから、質の高い緑の形成を目指します。	-	(冒頭文を追記)
5-13	<p>(1) 公園・緑地等</p> <p>レクリエーション拠点として位置づける日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園及び日進市スポーツセンターについては、既存の機能を維持しつつ、緑の質を高めていきます。</p> <p>また、東部丘陵地西部地区については、周辺の自然環境を活かしつつ、本市が抱える行政課題の解決につながる公園等の整備を検討します。</p> <p>さらに、市民の憩いの場、健康増進等に必要な公園・緑地については、施設利用の安全確保を最優先に行いつつ、既存の都市計画公園・緑地や児童遊園・多目的広場等の整備状況を踏まえ、身近に利用できる公園・緑地等の確保を図ります。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設公園については、土地区画整理地区内に整備すべき公園を最優先に検討します。 ・既存の公園については、安全に公園利用ができるよう、計画的な公園遊具の修繕、入れ替えを図るとともに、計画的な植栽剪定等を行います。 	68	<p>(1) 公園・緑地等</p> <p>レクリエーション拠点として位置づける愛知県日論義運動公園総合運動公園、上納池スポーツ公園及びスポーツセンターについては、現在の機能維持及び利用増進を図るとともに、低層住宅地区をはじめとする市街地内においては、既存の都市計画公園・緑地や児童遊園・多目的広場等の整備状況を踏まえつつ、身近に利用できる公園緑地等の確保を図る。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> →現在未整備となっている地区について都市計画公園等の整備を推進するとともに、緑の基本計画の検討→策定を通じ、公園→緑地の目標整備量及び配置等の方針を策定し、これに基づく整備を推進する。 →市内に多く残る緑地を活用した市民緑地の配置を積極的に進める。 →これらの配置にあたっては、市民の意見や意向の把握と反映に努めるとともに、整備後の活用や維持管理においても積極的な住民参加を促す。
5-13	<p>(2) 緑化</p> <p>緑の豊かさを高めていくため、森林や農地等といった既存の緑を活用することで健全で良質な緑を維持していくとともに、市民、行政等が協働して身近な生活空間に質の高い緑の創出に努めます。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の屋上緑化、壁面緑化等を促進し、身近に質の高い緑がある良好な居住環境を創出します。 ・緑の普及啓発につながる募金や各種講座を実施し、緑づくりや緑を育てる人づくりを図ります。 ・重要な役割を担う農地の維持に向け、農地所有者と担い手の双方が主体となる人・農地プランを活用し農地の集約化を図ります。 	68	<p>(2) 緑化</p> <p>低層住宅地区をはじめとする市街地内及び農業集落地区等においては、社寺林等の身近な緑地空間や農地を含めた里山空間の保全活用を進めるとともに、敷地内緑化等を促進することにより、ゆとりと潤いある良好な居住環境を創出する。また、幹線道路等は、良好な生活環境を創出する必要のある箇所については緑化を進める。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> →計画的な整備が完了している地区においては、幹線道路等における街路樹植栽を推進するとともに、アダプトプログラム制度[*]等の導入により地域住民や企業による美化活動を促進する。また、敷地内緑化や外構緑化の促進を図るため、緑化地域の指定や緑地協定等の活用を検討する。 <p style="text-align: right;">※アダプトプログラム制度</p> <p style="text-align: right;">→住民団体、企業等が道路や公共空間で、植栽や清掃等を行うボランティア制度のこと。アダプトとは「養子」の意味。</p>

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-13	<p>(3) 緑の保全</p> <p>豊かな緑を大切に、誰もが将来にわたり暮らしやすい生活空間を堅持していくため、後世まで残していく緑については、それらが持つ機能を最大限に発揮できるように活用しながら保全していきます。</p> <p>特に自然環境拠点や市北東部に位置する東部丘陵地、御嶽山周辺の森林については、本市の骨格となる緑豊かな自然環境であるため、生物多様性の保全を意識し、生物と人が共存できる空間となるように努めます。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑が持つ機能を最大限発揮できるようにするため、森林環境譲与税を活用した森林の整備・保全を図ります。 	68	<p>(3) 緑の保全</p> <p>市北東部に位置する東部丘陵地及び御嶽山周辺の森林については、貴重な動植物や豊かな自然環境の保全を図る。</p> <p>また、三本木地区周辺や本市南部の森林については保全を基本としつつも、自然に配慮し、調和した諸施設（研究開発機能）の受け皿としての活用を図る。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> →積極的な緑地の保全を図る必要がある地域については、都市緑地法の活用を検討する。 →森林活用ゾーン内において行う開発行為等について、緑地保全及び緑豊かな施設整備を誘導する。

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
4. 下水道及び河川等に関する方針			
5-14	<p>下水道施設等の汚水処理施設の整備、維持管理を効率的かつ計画的に進めることにより、安全で衛生的な住環境の創出を目指し、また、河川等の整備を計画的に進めることにより、水害等の災害がないまちづくりを目指します。</p>	-	(冒頭文を追記)
5-14	<p>(1) 下水道</p> <p>快適な都市基盤整備を目指し、市街化の動向・見通しとの整合を図るとともに、生活環境保全に努めながら、災害時等の対策、維持管理の効率性等を検討しつつ、整備を図ります。そのために、下水道施設等の汚水処理施設の未普及解消に向けた整備スケジュールを含め、適切な規模で地域の実情に応じた計画を検討します。</p> <p>また、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位づけを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化し、持続的な下水道機能確保のため、より一層効率的・効果的なストックマネジメントの促進を図ります。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・梅森処理区は、管渠の計画的な整備・維持管理を図ります。 ・南部処理区は、処理場の処理能力の拡充や土地区画整理地区内や既成集落等を含めた計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理を図ります。 ・北部処理区は、処理場及び管渠の計画的な整備・維持管理を図ります。 	69	<p>(1) 下水道</p> <p>快適な都市基盤整備を目指し、市街化の動向・見通しとの整合を図るとともに、生活環境保全に努めながら、災害時等の対策も検討しつつ、整備を推進する。</p> <p>また、下水道計画区域は以下の方針に基づくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①—市街化区域は全て含める。(ただし工業地区は除く)— ②—市街化調整区域の開発団地は全て含める。 ③—①、②に連担する家屋で、同時に整備した方が効果的であるものは含める。 ④—市街化調整区域の既成集落は含める。 ⑤—汚水の収集上、アクセス幹線沿いの集落や家屋は含める。 <p>—なお、平成21年3月に策定された「公共下水道全体計画」は、平成37年を目標に公共下水道の整備目標を策定しているが、上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画との整合性を図るものとする。</p> <p><具体的な整備方針></p> <p>「梅森処理区」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な管渠整備 <p>「南部処理区」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理場の処理能力の拡充 ・土地区画整理事業区域や既成集落等を含めた計画的な管渠整備

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-14	<p>(2) 河川等</p> <p>本市内の河川・水路は、二級河川の天白川、岩崎川、繁盛川及び準用河川の豊田川、細口川、高上川と12本の普通河川と水路等で構成されています。</p> <p>市の中央を流れる天白川については、平成12年9月の東海豪雨災害を受け、天白川河川激甚災害対策特別緊急事業により名古屋市内において引堤、河床掘削等が実施されており、本市では平成21年3月24日策定の天白川整備計画に基づき、環境に配慮しつつ河床掘削等の整備を促進します。</p> <p>市管理の河川については、近年、想定外の局地的大雨等により日本各地で大きな水害が起きていることから、本市においても被害を最小限にとどめるため、また、長期的な都市の発展に対応するために、計画的な整備を図ります。</p> <p>また、天白川、岩崎川等については、水とみどりの軸として地域住民の交流を促進するための歩行者・自転車ネットワークとしての活用を図ります。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の大規模開発における調整池については、治水環境に配慮し、流出抑制対策を図ります。 ・特定都市河川流域に指定される境川流域では、雨水貯留浸透施設の設置を義務付ける等、引き続き確実な総合治水対策を図ります。 ・水とみどりの軸として位置づける天白川及び岩崎川等については河川を有効利用するため、堤防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を図ります。 ・下水道施設等の汚水処理施設の整備を図り、河川の水質汚濁を抑制します。 ・雨水管理総合計画を策定し、雨水流出抑制対策や排水路等の計画的な整備を図ります。 	70	<p>(2) 河川等</p> <p>本市内の河川・水路は、二級河川の天白川、岩崎川、繁盛川及び準用河川の豊田川、細口川、高上川と12本の普通河川と水路などから成っている。</p> <p>市管理の河川については、一定の改修が進んでいるが、市の中央を流れる天白川については、平成12年9月の東海豪雨災害を受け、天白川河川激甚災害対策特別緊急事業により名古屋市内において、引堤、河床掘削等が実施された。平成21年3月24日に策定された天白川整備計画に基づき、環境に配慮しつつ河床掘削などの整備が行われる予定である。</p> <p>また、天白川、岩崎川などについては、本マスタープランにおいて、水と緑の軸として、河川沿いの農地とあわせて位置づけ、森林や公園等を活用しながら緑の軸を形成するとともに、市街地や集落地等を結び、地域住民の交流を促進するための歩行者・自転車ネットワークとしての活用を図る。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の大規模開発における防災調整池については、治水環境に配慮し、流出抑制対策(600A相当)を実施する。 ・特定都市河川流域に指定される境川流域では、雨水貯留浸透施設の設置を義務付けるなど、引き続き確実な総合治水対策を推進する。 ・長期的なまちの発展に対応しうる総合的な治水対策を策定し、雨水流出抑制対策や排水路などの計画的な整備を推進する。 ・水と緑の軸として位置づける天白川及び岩崎川などについては河川の有効利用を図るため、堤防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を推進する。(2. 都市交通施設に関する方針「(3) 歩行者・自転車ネットワーク」の再掲) ・公共下水道の整備を促進し、河川の水質汚濁を抑制する。

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5. 市街地整備の方針			
5-15	<p>良好な居住環境を創出するとともに、地域住民の安全性・快適性を確保できるよう、既存ストックを活かしながら、計画的に良好な市街地の形成を目指します。</p>	-	(冒頭文を追記)
5-15	<p>(1) 既成市街地の整備</p> <p>将来都市構造の市街地ゾーンにおいて主に現在の市街化区域の縁辺部に広がる古くからの市街地については、良好な居住環境の維持・創出のため、地区内に多くみられる幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備や、ポケットパークや排水施設等の整備を図ります。</p> <p>土地区画整理事業等により計画的な整備がなされた地区については、良好な居住環境を維持します。</p> <p>(→○計画的市街地の整備より)</p> <p>また、アダプトプログラム制度等の推進により市民、市民団体及び事業者による美化活動を促進します。</p> <p>(→○計画的市街地の整備<具体的な整備方針>より)</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善にむけた支援を行います。 ・今後増加が予測される空家の利活用や除却に向けた取組みを引き続き図ります。 	71	<p>○既成市街地の整備</p> <p>主に現在の市街化区域の縁辺部に広がる古くからの市街地においては、良好な居住環境を有する市街地の維持・形成を図るため、地区内に多くみられる幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備を推進しつつ、ポケットパークや排水施設等の整備を計画的に進める。</p> <p>なお、生活に密着した狭あい道路と歴史ある建物が一体となって歴史と趣きあるまちなみを形成している地区については、地域住民の理解と協力のもと、狭あい道路の整備・改善を進める。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を推進する。(2. 都市交通施設に関する方針「(1) 幹線道路等」の再掲) →歴史と趣きあるまちなみを形成している地区においては、地域住民との協働による計画づくりを進めるため、地区計画や「日進市開発等事業に関する手続条例」に基づいた地区街づくり計画等の策定を支援するとともに、新たな事業制度の確立を検討する。 <p>○計画的市街地の整備</p> <p>主に土地区画整理事業等により計画的な整備がなされた地区においては、現在の市街地形態を維持しつつ良好な居住環境の創出を図るため、緑豊かな市街地空間を形成する。また、現在施行中の土地区画整理事業地区については、円滑に事業を促進し、早期の完了を図る。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> →計画的な整備が完了している地区においては、幹線道路等における街路樹植栽を推進するとともに、アダプトプログラム制度[*]等の導入により地域住民や企業による美化活動を促進する。また、敷地内緑化や外構緑化の促進を図るため、緑化地域の指定や緑地協定等の活用を検討する。(3. 公園・緑地に関する方針「(2) 緑化」の再掲) →現在施行中の土地区画整理事業については、保留地販売の促進支援など早期の事業完了が図られるような支援策を検討する。

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-15	<p>(2) 計画的市街地の整備</p> <p>将来都市構造の市街地ゾーン・新市街地形成ゾーンにおいて、土地区画整理事業施行中の地区については、円滑に事業を促進し、早期の完了を図ります。</p> <p>また、事業計画中の地区については、具体的な組合の設立と事業化の支援を行い、事業検討中の地区については、地権者の土地利用の意向等を踏まえて、相談受付や勉強会を支援します。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤池箕ノ手地区、香久山西部地区、日進駅西地区の各土地区画整理事業は、公共施設の整備促進や保留地販売の促進支援等を行い、事業完了まで支援します。 ・香久山西部地区については、地域の生活利便施設である商業施設、宅地、及び道路整備、公園整備を行いながら、既成市街地とつながりのあるまちづくりを支援します。 ・日進駅西地区については、緑豊かで良好な居住環境を創出するため、民有地緑化を進める地区計画等を検討しながら、低層住宅を主体とした住宅市街地の形成を図ります。 ・北部地区は、「北のエントランス拠点」と位置づけて土地利用を行い、周辺環境との調和を図りながら、職住が近接した北の玄関にふさわしい地区にするため、土地区画整理事業によるまちづくりを支援します。 ・折戸鎌ヶ寿地区は、宅地、道路等を整備し、優良な住環境を創出することで、土地の付加価値を高めることを目標に、土地区画整理事業によるまちづくりを支援します。 	71	<p>○計画的市街地の整備（5. 市街地整備の方針の再掲）</p> <p>主に土地区画整理事業等により計画的な整備がなされた地区においては、現在の市街地形態を維持しつつ良好な居住環境の創出を図るため、緑豊かな市街地空間を形成する。また、現在施行中の土地区画整理事業地区については、円滑に事業を促進し、早期の完了を図る。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な整備が完了している地区においては、幹線道路等における街路樹植栽を推進するとともに、アダプトプログラム制度[※]等の導入により地域住民や企業による美化活動を促進する。また、敷地内緑化や外構緑化の促進を図るため、緑化地域の指定や緑地協定等の活用を検討する。（3. 公園・緑地に関する方針「(2) 緑化」の再掲） ・現在施行中の土地区画整理事業については、保留地販売の促進支援など早期の事業完了が図られるような支援策を検討する。
5-16	<p>(3) 低・未利用地の整備</p> <p>将来都市構造の新市街地形成ゾーンにおいて土地区画整理事業を行っておらず一団の低・未利用地が残されている赤池箕ノ手地区、折戸鎌ヶ寿地区等については、新たな市街地形成に向け、地権者の土地利用意向等を踏まえて、活用のあり方について検討します。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な市街地の形成に向け、暫定用途地域の解消を図ります。 	71	<p>○低・未利用地の整備</p> <p>現在の市街化区域内において一団の低・未利用地が残されている赤池箕ノ手地区、梅森中部地区、梅森東部地区等においては、新たな市街地形成に向け、地権者の土地利用意向の把握や地権者、地域住民等との協働による具体的な計画づくりを進め、土地区画整理事業等の面的整備を促進する。</p>

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
6. 都市防災に関する方針			
5-17	<p>市民の生命を最大限守り、地域及び社会の重要な機能を維持するため、地域の強靱化を図ります。</p> <p>大規模自然災害時には市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減し、迅速な復旧復興を可能とするため、平時から様々な分野での取組みを通じ、災害に強い地域づくりを図ります。</p> <p>本市のみならず周辺都市を含めた防災機能の向上に資する幹線道路網体系の構築に向け、延焼遮断機能や救援・復旧活動機能を担う緊急輸送道路の整備を促進するため、関係機関との協議・協力を図ります。</p> <p>既成市街地については、狭あい道路の解消・改善を順次進めつつ、地域内にみられる低・未利用地等を活用することにより、避難路や避難場所としての機能を有する生活道路や公園等を確保し、都市防災の強化を図ります。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域強靱化計画に基づき、地域の強靱化に係る必要な施策を着実に図ります。 ・土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域等について、防災対策マップ、洪水ハザードマップ等、誰にとってもわかりやすい資料の配布により、市民への周知を図るとともに、防災・減災を考慮した土地利用について検討します。 ・地域防災計画において、緊急輸送道路に指定されている主要幹線道路等については、長寿命化計画に基づき適切な維持・管理が行われるよう関係機関との協議・協力を図ります。 ・第1次緊急輸送道路である東名高速道路に（仮称）東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワークの強化及び交通ルートの多重性確保を図ります。また、第2次緊急輸送道路である（都）瀬戸大府東海線沿いに道の駅を整備し、市民の一時的な避難場所や救助救援部隊の活動拠点等防災拠点として活用することで防災体制の充実を図ります。 ・市街地の火災の防除を図るために指定する防火地域、準防火地域については、建築物の防火性能を規定し、火災の危険から市民の生命を守る観点から、適切に定めます。具体的には、近隣商業地域及び準住居地域においては、土地の高度利用が図られる可能性が高く、建築物の防火性能が必要とされることから、原則として準防火地域を定めることとします。 ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を支援します。また、木造家屋が密集するような地区では、面的な市街地整備を検討する等により、防災性の向上を検討します。 	72	<p>本市のみならず周辺都市を含めた防災機能の向上に資する幹線道路網体系の構築に向け、延焼遮断機能や救援・復旧活動機能を担う緊急輸送道路の整備を促進するため、関係機関への協議・協力を図る。</p> <p>また、本市の既成市街地のうちの一部地域では、排水路の未整備地区や狭あい道路等により消防活動が困難な地区が多く見られる。</p> <p>—これら地域においては、狭あい道路の解消・改善を順次進めつつ、地域内にみられる低未利用地等の活用を図ることにより、避難路や避難所としての機能を有する生活道路や公園等を整備し、都市防災の強化を図る。</p> <p><具体的な整備方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画において、緊急輸送道路に指定されている主要幹線道路等については、適切な維持・管理を図る。 ・市街地の火災の防除を図るために指定する「防火地域」、「準防火地域」については、建築物の防火性能を規定し、火災の危険から市民の生命を守る観点から、適切に定める。具体的には、近隣商業地域及び準住居地域においては、土地の高度利用が図られる可能性が高く、建築物の防火性能が必要とされると思われることから、原則として準防火地域を定めることとする。 ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を推進する（2. 都市交通施設に関する方針「(1) 幹線道路等」の再掲）。また、木造家屋が密集するような地区では、面的な市街地整備を検討するなどにより、防災性の向上を検討する。

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
7. 都市景観形成に関する方針			
5-18	開発と保全の調和を図りながら、まちなみや自然、地形等の地域特性を活かし、市民生活において心地よさを感じることができる景観を形成し、都市の魅力を高めることを目指します。	-	(冒頭文を追記)
5-18	<p>(1) 自然景観</p> <p>本市中央部に大きく広がる田園や北東部及び御嶽山周辺の森林等を主とする緑は、自然と共生する本市ならではの都市景観を構成している重要な資源であることから、これら自然景観を保全します。</p> <p>また、本市を東西方向に流れる天白川、岩崎川については、豊かな自然環境が残るとともに都市での生活を支えるアメニティ空間でもあることから、河川沿いのみどりを保全することで、より心地よい空間へと質的向上を図ります。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 一団の優良農地については、原則現在の農用地区域の指定を維持するとともに、その他の農地についても、無秩序な都市的土地利用の進展を防ぐことで、広がりまとまりのある田園景観を保全します。 北東部に広がる森林等については、保安林指定等の現在の法指定状況の維持や都市計画法上の位置づけを検討するとともに、無秩序な都市的土地利用や開発行為の抑制により、市街地の背景として広がる豊かな緑の景観を保全します。 	73 74	<p>(2) 自然景観</p> <p>本市中央部に大きく広がる田園景観や北東部及び御嶽山周辺の森林等を主とする緑の景観は、自然と共生した本市ならではの都市景観を構成する重要な景観資源であることから、これら自然景観の保全を図る。</p> <p>また、本市を東西方向に流れる天白川、岩崎川については、豊かな自然環境が残るとともに都市での生活を支えるアメニティ空間でもあることから、河川沿いの緑化等を進めることで、より心地よい空間へと質的向上を図る。</p> <p><具体的な景観形成方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 一団の優良農地において、原則、現在の農用地区域の指定を継続するとともに、その他の農地についても、無秩序な都市的土地利用の進展を防ぐことで、広がりまとまりのある田園景観を保全する。 北東部に広がる森林等において、保安林指定等の現在の法指定状況の継続や都市計画法上の位置づけを検討するとともに、無秩序な都市的土地利用や開発行為の抑制により、市街地の背景として広がる豊かな緑の景観を保全する。

新		旧	
ページ	方針	ページ	方針
5-19	<p>(2) まちなみ景観</p> <p>古くからの市街地や集落については、良好な居住環境を創出するため、沿道緑化の促進や地区内に残る低・未利用地の保全・活用等により、緑豊かなまちなみ景観を形成します。</p> <p>また、赤池箕ノ手地区等、主に土地区画整理事業等により計画的な整備がなされた地区や今後、面的な整備が予定されている地区については、自然景観からまちなみ景観への円滑な転換を図ることが重要であることから、敷地内緑化の促進や道路空間の緑化、現況の地形や植生を生かした面的整備の促進により、憩いとやすらぎを感じられるような新しいまちなみ景観を形成します。</p> <p>さらに、市内3つの鉄道駅周辺については、本市の玄関口にふさわしく美しさと魅力を感じられるまちなみ景観の形成を形成します。</p> <p>〈具体的な整備方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善や、ブロック塀の除却・生け垣等の設置を支援します。 敷地内緑化の促進や良好なまちなみ形成を図るため、地域住民と協働し、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロールや緑化促進等を目的とした地区計画等の策定を支援します。 計画的な整備が完了している地区については、幹線道路等における街路樹植栽を維持・保全します。 	73	<p>(1) まちなみ景観</p> <p>古くからの既成市街地や郊外部の一団地開発地においては、良好な居住環境の創出に向け、狭あい道路の整備等に合わせた沿道緑化の促進や地区内に残る低未利用地の保全・活用等により、緑豊かで住み心地のよいまちなみ景観の形成を図る。特に、生活に密着した狭あい道路と歴史ある建物が一体となって歴史と趣きあるまちなみを形成している地区については、歴史ある建物の保全・再生を進め、現在の特色あるまちなみ景観の保全を図る。</p> <p>また、主に土地区画整理事業等により計画的な整備がなされた地区や今後、面的な整備が予定されている地区においては、敷地内緑化の促進や道路空間の緑化、現況の地形や植生を生かした面的整備の促進等により、憩いとやすらぎを感じられるような新しいまちなみ景観の形成を図る。</p> <p>さらに市内3つの鉄道駅周辺においては、本市の玄関口にふさわしく美しさと魅力を感じられるまちなみ景観の形成を図る。</p> <p>〈具体的な景観形成方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な景観の維持や形成に向け、景観法の活用や風致地区等をはじめとする都市計画制度の活用を検討する。 既成市街地において、沿道建築物の建替え等に合せた狭あい道路の解消・改善を推進しつつ、ブロック塀の除却・生け垣等の設置などの促進により、沿道の緑化を促進する。 郊外部の一団地開発地等において、敷地内緑化の促進や良好なまちなみ形成を図るため、建築物の建替え時における形態意匠等のコントロールや緑化促進等を目的とした地区計画や「日進市開発等事業に関する手続条例」に基づいた地区街づくり計画等の策定を支援する。 計画的な整備が完了している地区において、幹線道路等における街路樹植栽を推進するとともに、敷地内緑化や外構緑化の促進を図るため、緑化地域の指定や緑地協定等の活用を検討する。 鉄道駅周辺において、駅前広場の修景整備を進めるとともに統一感のある美しいまちなみ形成に向け地区計画等の策定を検討する。